

刈谷市市民活動支援基金

かりや夢ファンド



令和3年度

まちづくりびと支援事業補助金募集要項

補助率：9 / 10

**上限額：研修場所が国内の場合 10,000 円
海外の場合 50,000 円**



あなたの
ステップアップ
応援します

<受付期間>

令和3年4月1日（木）～令和4年3月31日（木）

- ◆午前8時30分～午後5時15分（土、日、祝日を除く）
- ◆先着順とし、予算額に達し次第、受付を終了します。

【担当・問合せ先】刈谷市役所 市民活動部 市民協働課

住 所：〒448-8501 愛知県刈谷市東陽町1丁目1番地

電 話：0566-95-0002 FAX：0566-27-9652

電子メール：kyodo@city.kariya.lg.jp

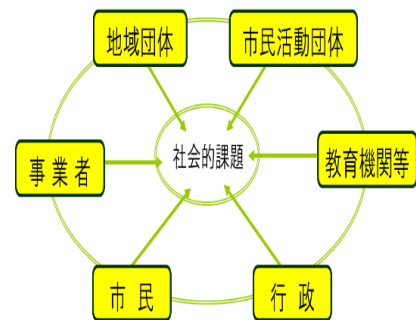
ホームページ：<https://www.city.kariya.lg.jp/kurashi/shiminkyodo/kyosonkyodo/yume/machibito/matidukuribito.html>

1 制度のねらい

かりや夢ファンド補助金「まちづくりびと支援事業補助金」は、共存・協働のまちづくりの推進の一環として、資金の支援という形で、市民自らが自主的に行う自己研鑽活動を応援するとともに、研修修了後、自らの活動の向上のみならず、他の団体の活動などへも研修効果が広がることで、刈谷のまち全体の力が上がり、自立し、継続していくまちづくりの循環が生み出されることを期待しています。

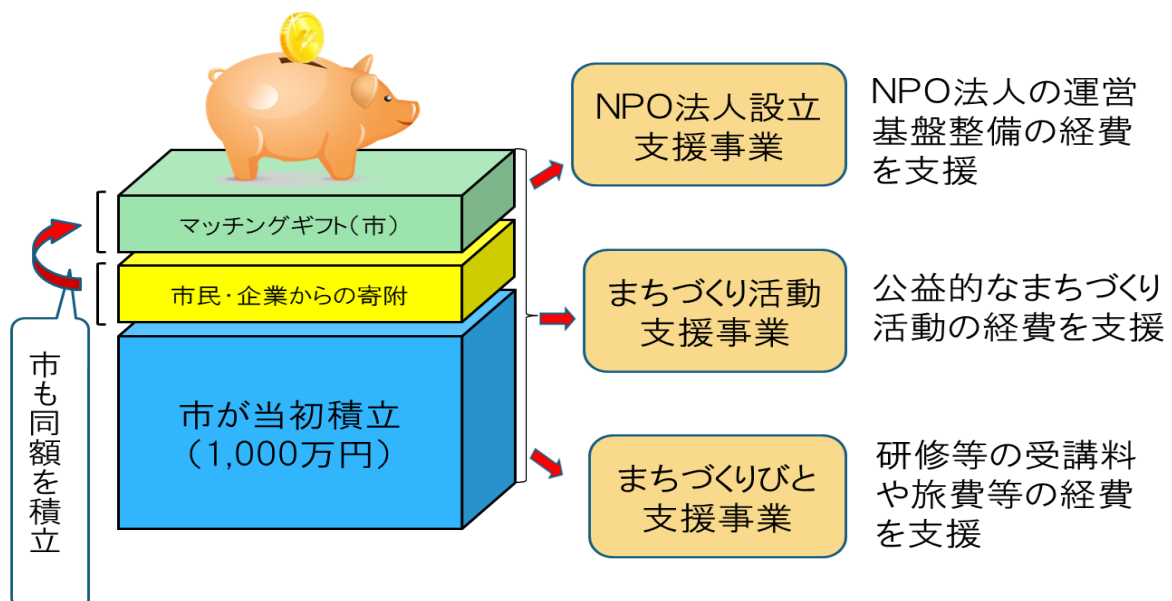
■「共存・協働のまちづくり」とは？

共存・協働のまちづくりとは、暮らしやすく心の通ったまちにしていくために、刈谷のまちづくりを担うさまざまな主体が、まちの課題を「自分ごと」としてとらえ、お互いを尊重した上で、目標を共にしながら、知恵や力を活かしあい、対話・理解・共感を大切にしながら取り組むことを意味しています。
※参考資料「刈谷市共存・協働のまちづくり推進基本方針」



■「かりや夢ファンド」とは？

かりや夢ファンドは、刈谷のまちづくりを支援する総合的な基金を元に、平成22年度に創設されました。普段なかなか時間がとれず、まちづくりに参加できなくても、想いを金銭に込めてかりや夢ファンドに寄附することにより、まちづくりに参加することができる新たな仕組みです。なお、この基金は、皆さんからいただいた寄附金に対し、その同額を刈谷市も基金に積み立てる「マッチング・ギフト方式」を採用しています。



2 制度の内容

対象者	<p>次の要件のいずれかを満たす人が対象です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆刈谷市に在住、在勤または在学の人 ◆刈谷市外に在住ではあるが、刈谷市内で自主的に公益的な活動を行っている団体に所属する人 <p>※補助金の交付は、1年度あたり1団体につき2人までです。 ※補助金の交付を受けた人は、交付を受けた日以後3年間は補助対象者となることができません。</p>
対象となる研修	<p>令和3年度中に受講する、刈谷のまちづくり活動に貢献する下記の研修が対象となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆講習会、セミナー ◆大学院または大学の公開講座 ◆先進都市調査 <p>※補助対象者が所属する団体が主催するものを除きます。</p>
対象となる経費	<ul style="list-style-type: none"> ◆研修の開催場所までの往復の交通費（公共交通機関に限ります。） ◆研修受講料 ◆研修資料代
対象外の経費	<ul style="list-style-type: none"> ◆公共交通機関以外の交通費 ◆研修を受ける際に必要となった宿泊費
補助率	補助率は補助対象経費総額の9/10（100円未満切捨て）
上限額	上限額は研修場所が国内の場合は1万円、海外の場合は5万円

3 申請の方法

(1) 申請に必要な書類

- ①まちづくりびと支援事業補助金交付申請書
- ②まちづくりびと支援事業補助金研修計画書（研修の概要がわかる書類を添付してください。また所属団体の概要がわかる書類があれば併せて提出してください。）
- ③まちづくりびと支援事業補助金補助対象経費内訳書（対象経費の見積額がわかる書類があれば提出してください。）
- ④まちづくりびと支援事業補助金申請チェックシート

※上記の書類は、市民協働課に設置しているほか、刈谷市ホームページからもダウンロードできます。（①②は Word 形式、③④は Excel 形式）

(2) 提出方法

研修受講前に、直接市民協働課へご持参ください。担当職員がお話を伺った上で受理しますので、十分なゆとりを持ってご提出ください。

※事情により直接提出が難しい場合は、ご相談ください。

※書類の記入方法などのご相談については、市民ボランティア活動センター、市民協働課で随時対応します。

※ご提出いただいた書類は、情報公開の対象となります(個人情報を除く)。あらかじめご了解いただいた上でご応募ください。

4 審査の流れ

審査は、市民協働課にて下記の審査基準に則り補助を決定します。

なお、市民協働課だけでは審査が難しいと判断した場合は、「刈谷市共存・協働のまちづくり推進委員会」内の夢ファンド部会での審議を経て補助を決定します。

審査基準	1	研修内容及び効果が、公益性のある内容か。
	2	研修後、自らの活動へ直接効果が期待できるか。(所属団体等の活動への効果)
	3	研修後、将来的に市全体のまちづくりへの貢献が期待できるか。(他団体や他の主体の活動への貢献・協力)
	4	申請金額は妥当か。

※提出された書類に虚偽の記載があったとき、審査員に個別に接触したとき、その他不正な行為があったときは、審査の対象から除外します。

5 実績報告

(1) 実績報告に必要な書類

- ①まちづくりびと支援事業実績報告書(☆)
- ②まちづくりびと支援事業補助金決算書(☆)
- ③まちづくりびと支援事業補助金ふりかえりシート(☆)
- ④まちづくりびと支援事業補助金請求書(☆)
- ⑤領収書の写し
- ⑥研修の修了を証する書類又は研修資料等の写し

※☆印の書類は、市民協働課に設置しているほか、刈谷市ホームページからもダウンロードできます。(①③④は Word 形式、②は Excel 形式)

(2) 提出期限

研修終了後もしくは交付決定後のどちらか遅い日から30日を経過する日又は当該年度の末日までに提出してください。提出がない場合、補助金をお支払いすることができません。

※必要に応じて、研修内容を実績報告会等で発表していただくことがありますので、ご協力をお願いします。